

税 務

3万円以上の領収書もスキャナ保存が可

平成27年9月30日以後の承認分から適用へ

要 約

- 3万円以上の契約書・領収書のスキャナ保存が一定の要件の下で可能に。平成27年9月30日以後の承認分について適用。
- スキャナで読み取る際に必要な入力者等の電子署名を不要とし、タイムスタンプのみに。
- 一般書類はカラーではなく白黒での保存も可能に。

平成27年度税制改正では、国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直しが行われる。税務署長の承認を受けた者は、国税関係書類について、一定の要件を満たすことにより、スキャナにより記録された電磁的記録で保存することが可能になっている。納品書・約束手形の資金移動直結書類、見積書・注文書等の一般書類に加えて3万円未満の契約書・領収書が対象となっている（下表参照）。

このうち、今回の改正では契約書・領収書に係る3万円未満の金額基準が廃止される。内部統制を担保するために、相互けん

制、定期的なチェック及び再発防止策を社内規程等において整備するとともに、これに基づいて事務処理を実施していることをスキャナ保存に係る承認の要件とする。スキャナ保存制度の承認件数は平成25事務年度の累計で133件と多くはないが、金額基準が廃止されることにより、多くの企業で事務負担の軽減やペーパーレス化が図られることになりそうだ。

また、スキャナ保存の要件の1つである入力者等の電子署名を不要とし、タイムスタンプを付すこととするなどの見直しも行われる。

そのほか、見積書・注文書等の一般書類については、スキャナで読み取る際に必要とされている書類の大きさに関する情報の保存を不要とするとともに、カラーでの保存を不要とし、白黒（グレースケール）での保存でも要件を満たすこととされる。

適用は平成27年9月30日以後に行う承認申請からとされており、地方税関係についても同様の見直しが行われる。

【表】 スキャナ保存の対象となる国税関係書類

対象書類	帳簿関係書類	重要書類			一般書類 (見積書・注文書等)
		契約書・領収書		資金移動等直結書類 (納品書・約束手形)	
		3万円以上	3万円未満		
スキャナ保存の可否	×	×→○ (改正後)	○	○	○